

一般財団法人住宅金融普及協会確認検査業務手数料規程

制定	平成12年	3月29日
改正	平成13年	7月 4日
	平成14年	11月 1日
	平成15年	4月18日
	平成16年	6月 1日
	平成17年	11月 1日
	平成19年	6月20日
	平成19年	10月 1日
	平成20年	4月 1日
	平成23年	10月25日
	平成24年	8月 1日
	平成27年	6月 1日
	平成27年	10月20日
	平成29年	4月 1日
	平成31年	4月 1日
	令和 3年	3月 5日
	令和 4年	1月 4日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人住宅金融普及協会（以下「協会」という。）が、別に定める一般財団法人住宅金融普及協会確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づいて指定確認検査機関として実施する確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合においては、事務経費として10,000円を加えた額、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書きに規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものについては、別表第1の2の額を、前項の規定による額に加算する。この場合において、建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなす建築物の部分については、それぞれ別の建築物として適用する。

3 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合（次の第二号から第五号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2に規定する軽微な変更を除く。以下同じ。）をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会以外の者から受けている場合
当該建築に係る部分の床面積
- 三 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会から受けている場合
当該計画の変更に係る部分の床面積
- 四 建築物について増築又は改築（以下「増改築」という。）をする場合
当該増改築に係る部分の床面積と増改築に係る部分以外の部分の床面積の2分の1の面積を合計した面積
- 五 建築物について大規模な修繕又は大規模な模様替え（以下「修繕等」という。）をする場合
当該修繕等に係る部分の床面積と修繕等に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積の2分の1の面積

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第3条 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1の建築設備について、当該各号に定める額とする。

- 一 建築設備を設置する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）
21,000円
 - 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会以外の者から受けている場合
21,000円
 - 三 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会から受けている場合
11,000円
- 2 小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機1基について、当該各号に定める額とする。
- 一 小荷物専用昇降機を設置する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）
10,000円
 - 二 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会以外の者から受けている場合
10,000円
 - 三 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会から受けている場合
8,000円

（工作物に関する確認の申請手数料）

第4条 工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1の工作物について、当該各号に定める額とする。

一 工作物を築造する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）

18,000円

二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会以外の者から受けている場合 18,000円

三 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を協会から受けている場合

9,000円

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第5条 建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第2に掲げるとおりとする。

2 別表第2の床面積の合計は、当該中間検査を行う部分の床面積について算定する。

（建築設備に関する中間検査の申請手数料）

第6条 建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、1の建築設備について、27,000円とする。

2 小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、小荷物専用昇降機1基について、19,000円とする。

（工作物に関する中間検査の申請手数料）

第7条 工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、1の工作物について、20,000円とする。

（建築物に関する完了検査の申請手数料）

第8条 建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。

2 別表第3の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物に関する完了検査の申請手数料）

第8条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）の対象となる建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第3の2に掲げるとおりとする。

2 別表第3の2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算

定する。

(軽微な変更届が提出されている建築物の完了検査の申請手数料)

第8条の3 その申請前に軽微な変更届が提出されている建築物の完了検査の申請手数料については、変更届出の回数に拘わらず一律に3,000円を加算することとし、当該軽微な変更内容に構造に関する事項が含まれている場合はその額を5,000円とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、1の建築設備について、28,000円とする。

2 小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、小荷物専用昇降機1基について、19,000円とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条 工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、1の工作物について、20,000円とする。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第11条 建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、別表第4に掲げるとおりとする。

2 別表第4の床面積の合計は、仮使用認定に係る部分の床面積について算定する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第11条の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、別表第4の2に掲げるとおりとする。

2 別表第4の2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

(確認済証の交付を協会以外の者から受けた工事の中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請手数料)

第12条 中間検査、完了検査又は仮使用認定（中間検査等という。以下、次項において同じ。）の対象となる建築物の計画に係る確認済証（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認済証をいう。以下、次項において同じ。）の交付を協会以外の者から受けている場合は、別表第2、第3又は第4の申請手数料の額に、別表第1の額を加算した額とする。

2 中間検査等の対象となる昇降機又は建築設備の計画に係る確認済証の交付

を協会以外の者から受けている場合は、第6条第1項又は第9条第1項の申請手数料の額に、21,000円を加算する。

- 3 中間検査等の対象となる小荷物専用昇降機の計画に係る確認済証の交付を協会以外の者から受けている場合は、第6条第2項又は第9条第2項の申請手数料の額に、10,000円を加算する。
- 4 中間検査等の対象となる工作物の計画に係る確認済証の交付を協会以外の者から受けている場合は、第7条又は第10条の申請手数料の額に、18,000円を加算する。

(協会が中間検査を行っていない工事の完了検査の申請手数料)

第13条 完了検査の対象となる建築物又は建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の工事について、直前の中間検査を協会が行っていない工事の完了検査の申請手数料は、別表第5の額を適用する。

(協会が仮使用認定を行った工事の完了検査の申請手数料)

第14条 完了検査の対象となる建築物の工事について、仮使用認定を協会が行った工事の完了検査の申請手数料は、別表第3の床面積の合計を、当該建築に係る部分の床面積から仮使用認定に係る部分の床面積を除いたものとして算定する。

(遠隔地の場合の中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請手数料)

第15条 中間検査、完了検査又は仮使用認定の対象となる工事が別表第6に掲げる区域内で行われる場合は、建築物に関する検査について第5条から第11条の申請手数料の額に、区域に応じ別表第6の2に掲げる額を加算する。

(手数料の増減)

第16条 協会は、住宅性能評価をあわせて申請する場合など効率的に確認又は検査を行うことができるものとしてあらかじめ協議した場合の申請手数料の額については、20%を限度に減額できるものとする。

- 2 超高層建築物構造性能評定又は建築物構造性能評定を受けている建築物に関する確認の申請に係る手数料については、第2条第2項に規定する手数料の額から30%を限度に減額できるものとする。
- 3 同一年度内に10件程度の申請が見込まれ、あらかじめ協会と協議し建築物の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定が効率的に実施できると判断できる場合にあっては、30%を限度に申請手数料を減額することができるものとする。
- 4 完了検査における追加説明書の審査については、追加説明書での検討部分の床面積により別表第1を適用した手数料を追加請求できるものとする。
- 5 第1項から第3項までの複数の項目に該当する場合の限度は、加算せずいずれかの項を適用する。

(協議事項)

第17条 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める手数料が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者の協議により定める額とする。

(手数料の返戻)

第18条 収納した確認検査手数料は返戻しない。ただし、協会の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主に返戻する。

2 判定を要する建築物について、協会が判定を依頼する前に申請者が確認の申請を取り下げた場合は、既に収納された第2条の確認の申請手数料のうち、同条第2項の額を返戻する。

(証明書発行手数料)

第19条 協会が確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定を発行した旨の証明書を建築主以外に交付する場合の手数料は、1通につき11,000円とする。

(附 則)

改正後の規程は。令和4年1月4日から適用する。

別表第1 建築物に関する確認の申請手数料(第2条関係)

床面積の合計	手数料の額
※200㎡以内のもの	50,000 円
※200㎡ を超え、500㎡以内のもの	78,000 円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	142,000 円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	186,000 円
2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	329,000 円
3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	337,000 円
4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	345,000 円
5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	400,000 円
6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	418,000 円
7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	450,000 円
8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	450,000 円
10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	600,000 円
20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	720,000 円
50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	1,169,000 円
100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,550,000 円
200,000㎡ を超えるもの	1,949,000 円

注 ※構造計算を要する建築物の場合は142,000円とする。

別表第1の2 特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの場合の加算額(第2条第2項関係)

床面積の合計	手数料の額	
	構造計算が認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
1,000㎡以内の建築物	86,400 円	124,800 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	107,200 円	167,200 円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	117,600 円	192,000 円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	149,600 円	255,200 円
50,000㎡を超える建築物	255,200 円	469,600 円

※注: 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について、建築物の計画の敷地内の一つの建築物ごとに算定する。この場において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれの建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合((2)及び(5)に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築する場合((5)に掲げる場合を除く。) 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該建築物の床面積
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合(確認を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。) 当該増築に係る部分の床面積に法第6条の3第1項又は8条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

別表第2 建築物に関する中間検査の申請手数料(第5条関係)

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
200㎡以内のもの	52,000 円
200㎡ を超え、500㎡以内のもの	72,000 円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	113,000 円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	153,000 円
2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	235,000 円
3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	243,000 円
4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	250,000 円
5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	273,000 円
6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	280,000 円
7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	287,000 円
8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	287,000 円
10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	369,000 円
20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	457,000 円
50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	762,000 円
100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,000,000 円
200,000㎡ を超えるもの	1,140,000 円

別表第3 建築物に関する完了検査の申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額
200㎡以内のもの	56,000 円
200㎡ を超え、500㎡以内のもの	78,000 円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	124,000 円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	174,000 円
2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	259,000 円
3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	264,000 円
4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	270,000 円
5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	300,000 円
6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	314,000 円
7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	318,000 円
8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	340,000 円
10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	420,000 円
20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	536,000 円
50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	854,000 円
100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,200,000 円
200,000㎡ を超えるもの	1,500,000 円

別表第3の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物に関する完了検査の申請手数料(第8条の2関係)

床面積の合計	手数料の額
200㎡以内のもの	68,000 円
200㎡ を超え、500㎡以内のもの	94,000 円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	148,000 円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	209,000 円
2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	311,000 円
3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	317,000 円
4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	324,000 円
5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	360,000 円
6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	377,000 円
7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	382,000 円
8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	408,000 円
10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	504,000 円
20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	644,000 円
50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	1,025,000 円
100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,440,000 円
200,000㎡ を超えるもの	1,800,000 円

別表第4 建築物に関する仮使用認定の申請手数料(第11条関係)

床面積の合計	手数料の額
200㎡以内のもの	68,000 円
200㎡ を超え、500㎡以内のもの	94,000 円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	148,000 円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	209,000 円
2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	311,000 円
3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	317,000 円
4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	324,000 円
5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	360,000 円
6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	377,000 円
7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	382,000 円
8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	408,000 円
10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	504,000 円
20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	644,000 円
50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	1,025,000 円
100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,440,000 円
200,000㎡ を超えるもの	1,800,000 円

別表第4の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物に関する仮使用認定の申請手数料(第11条の2関係)

床面積の合計	手数料の額
200㎡以内のもの	81,000 円
200㎡ を超え、500㎡以内のもの	112,000 円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	179,000 円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	251,000 円
2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	373,000 円
3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	381,000 円
4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	389,000 円
5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	432,000 円
6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	453,000 円
7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	458,000 円
8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	490,000 円
10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	605,000 円
20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	772,000 円
50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	1,230,000 円
100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,728,000 円
200,000㎡ を超えるもの	2,160,000 円

別表第5 協会が中間検査を行っていない工事の完了検査の申請手数料(第13条関係)

区 分	手数料の額	
	床面積の合計	
建築物	200㎡以内のもの	63,000 円
	200㎡ を超え、500㎡以内のもの	84,000 円
	500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	130,000 円
	1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	184,000 円
	2,000㎡ を超え、3,000㎡以内のもの	298,000 円
	3,000㎡ を超え、4,000㎡以内のもの	303,000 円
	4,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	309,000 円
	5,000㎡ を超え、6,000㎡以内のもの	350,000 円
	6,000㎡ を超え、7,000㎡以内のもの	364,000 円
	7,000㎡ を超え、8,000㎡以内のもの	368,000 円
	8,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	390,000 円
	10,000㎡ を超え、20,000㎡以内のもの	472,000 円
	20,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	588,000 円
	50,000㎡ を超え、100,000㎡以内のもの	906,000 円
	100,000㎡ を超え、200,000㎡以内のもの	1,260,000 円
	200,000㎡ を超えるもの	1,560,000 円
建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)		30,000 円

別表第6 遠隔地の区域(第15条関係)

	区 域	
(1)	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡(瑞穂町、日の出町)
	埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡(三芳町)、比企郡(川島町、吉見町)、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡(杉戸町、松伏町)
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町)、山武市
	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
(2)	東京都	(1)及び(4)に掲げる区域を除く全域
	埼玉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	千葉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	神奈川県	(1)に掲げる区域を除く全域
(3)	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県の全域	
(4)	東京都	大島支庁(大島町、利島村、新島村、神津島村)、三宅支庁(三宅村、御蔵島村)、八丈支庁(八丈町、青ヶ島村)、小笠原支庁(小笠原村)

**別表第6の2 遠隔地の場合の中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請手数料の加算額
(第15条関係)**

床面積の合計(注1)	別表第5 (1)項	別表第5 (2)項の区域	別表第5 (3)項の区域	別表第5 (4)項の区域
1,000㎡以内のもの	24,000 円	48,000 円	60,000 円	交通費及び 宿泊費の実 費並びに付 帯経費 (注2)
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	24,000 円	48,000 円	60,000 円	
2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	48,000 円	96,000 円	120,000 円	
10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの	72,000 円	144,000 円	180,000 円	
50,000㎡を超えるもの	96,000 円	192,000 円	240,000 円	

注(1) 中間検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。

(2) 付帯経費は、(事務所からの往復移動時間－2時間)×9,000 円／時間・人とする。